

第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十八条、第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする

第六章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
- イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用

二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十七条から第三十九条まで、第五十三条、第五十八条、第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第八十五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第六章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
- イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用

者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、一以上とすること。

ハ 常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上

2 8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第百七十一条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いていときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての

者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、一以上とすること。

ハ 常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上

2 8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いていときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての

職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百十五条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第百二十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 (略)

五 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百十五条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第百二十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 (略)

五 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八・九 (略)

(準用)

第百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第八十条及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型介護看

第七章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

四 栄養士 一以上

八・九 (略)

(準用)

第百二十九条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七条、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條、第五十七條、第五十八條、第八十条及び第八十五条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第七章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

四 栄養士 一以上